

消防局からのお知らせ

平成 25 年 4 月 1 日から高圧ガスの届出書等の受付窓口が変わります

平成 25 年 4 月 1 日から、高圧ガス保安法に関する届出書・報告書が消防局予防部指導課（危険物係）から各消防署（予防課）に変更します。次の表を参考にしてください。（裏側に参考例を記載しています。）

表に、記載していない申請書等の受付窓口は、裏側に掲載している消防局予防部指導課（危険物係）又は各消防署（予防課）までお問い合わせください。



各消防署で受け付ける届出等

区分	届出書・報告書の種類	受付窓口	
製造者	第一種	高圧ガス製造開始届書	製造施設の所在地を管轄する消防署
		危害予防規程届書	
		高圧ガス製造施設軽微変更届書	
		高圧ガス保安協会・指定完成検査機関完成検査受検届書	
		完成検査結果報告書	
		高圧ガス保安協会・指定保安検査機関保安検査受検届書	
		保安検査結果報告書	
		高圧ガス製造施設休止届書	
		高圧ガス保安統括者届書	
		高圧ガス保安技術管理者等届書	
		高圧ガス保安統括者代理者届書	
	冷凍保安責任者届書		
	第二種	高圧ガス製造事業届書	
		高圧ガス製造届書	
高圧ガス製造施設等変更届書			
承継	第一種・第二種製造事業承継届書		
廃止	高圧ガス製造廃止届書		
貯蔵所	第一種	第一種貯蔵所軽微変更届書	貯蔵所の所在地を管轄する消防署
	第二種	第二種貯蔵所設置届書	
		第二種貯蔵所位置等変更届書	
	承継	第一種貯蔵所承継届書	
廃止	貯蔵所廃止届書		
販売所	高圧ガス販売事業届書	販売所の所在地を管轄する消防署	
	高圧ガス販売事業承継届書		
	販売に係る高圧ガスの種類変更届書		
	高圧ガス販売事業廃止届書		
	高圧ガス販売主任者届書		
消費者	特定高圧ガス消費届書	消費場所の所在地を管轄する消防署	
	特定高圧ガス消費者承継届書		
	特定高圧ガス消費施設等変更届書		
	特定高圧ガス消費廃止届書		
	特定高圧ガス取扱主任者届書		

消防局で受け付ける申請

区分	申請書の種類	受付窓口	
第一種製造者	許可	高圧ガス製造許可申請	消防局指導課（危険物係）
		高圧ガス製造施設等変更許可申請書	
	完成・保安検査	製造施設完成検査申請書	
		保安検査申請書	
第一種貯蔵所	許可	第一種貯蔵所設置許可申請書	
		第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	
	完成検査	第一種貯蔵所完成検査申請書	
輸入	輸入検査申請書		

申請書・届出書・報告書の受付窓口（参考例）

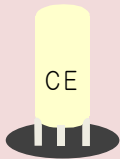
所有している施設等

製造者

例



LPG スタンド



コールド・エバポレータ(貯槽)

■ 第一種製造者

第一種製造者とは

- 1 一般ガス・液化石油ガスの場合
次の能力となる設備で高圧ガスを製造する施設。
(1) 第一種ガス(不活性ガス又は空気)で 300m³/日以上
(2) 第一種ガス以外で 100m³/日以上
- 2 冷凍設備の場合
次の能力となる冷凍設備で高圧ガスを製造する施設。
(1) 冷媒がフロン又はアンモニアで 50 トン以上
(2) 冷媒がフロン又はアンモニア以外で 20 トン以上

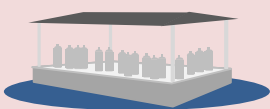
■ 第二種製造者

第二種製造者とは

- 1 一般ガス・液化石油ガスの場合
次の能力となる設備で高圧ガスを製造する施設。
(1) 第一種ガス(不活性ガス又は空気)で 300m³/日未満
(2) 第一種ガス以外で 100m³/日未満
- 2 冷凍設備の場合
次の能力となる冷凍設備で高圧ガスを製造する施設。
(1) 冷媒がフロン(不活性)で 20 トン以上 50 トン未満
(2) 冷媒がフロン(不活性除く)又はアンモニアで 5 トン以上 50 トン未満

貯蔵所

例



高圧ガス容器置場



高圧ガス貯槽

■ 第一種貯蔵所

第一種貯蔵所とは

- 貯蔵する高圧ガスの量が、次の量となる施設。
- 1 第一種ガス(不活性ガス又は空気)で容量 3,000m³以上
 - 2 第一種ガス以外で容量 1,000m³以上

■ 第二種貯蔵所

第二種貯蔵所とは

- 貯蔵する高圧ガスの量が、次の量となる施設。
- 1 第一種ガス(不活性ガス又は空気)で容量 300m³以上 3,000m³未満
 - 2 第一種ガス以外で容量 300m³以上 1,000m³未満

申請書・届出書・報告書等

■ 第一種製造者に関する申請書

- ・ 高圧ガス製造許可申請書
- ・ 高圧ガス製造施設等変更許可申請書
- ・ 製造施設完成検査申請書
- ・ 保安検査申請書

■ 第一種製造者に関する届出書・報告書(例)

- ・ 危害予防規程届書
- ・ 高圧ガス製造施設軽微変更届書
- ・ 各種選解任届書
- ・ 保安検査受検届書
- ・ 保安検査結果報告書
- ・ 高圧ガス製造廃止届書

■ 第二種製造者に関する届出書・報告書(例)

- ・ 高圧ガス製造事業届書(一般ガス・液化石油ガス)
- ・ 高圧ガス製造届書(冷凍設備)
- ・ 高圧ガス製造施設等変更届書
- ・ 高圧ガス製造廃止届

■ 第一種貯蔵所に関する申請書

- ・ 第一種貯蔵所設置許可申請書
- ・ 第一種貯蔵所位置等変更許可申請書
- ・ 第一種貯蔵所完成検査申請書

■ 第一種貯蔵所に関する届出書・報告書(例)

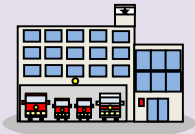
- ・ 第一種貯蔵所軽微変更届書
- ・ 貯蔵所廃止届書

■ 第二種貯蔵所に関する届出書・報告書(例)

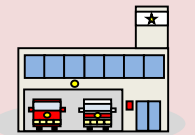
- ・ 第二種貯蔵所設置届書
- ・ 第二種貯蔵所位置等変更届書
- ・ 貯蔵所廃止届書

受付窓口

消防局指導課

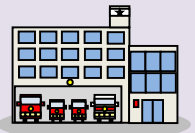


製造所を管轄する消防署

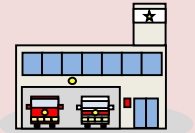


※手数料が不要な届出書・報告書は、製造所を管轄する消防署が受付窓口となる。

消防局指導課



貯蔵所を管轄する消防署



※手数料が不要な届出書・報告書は、貯蔵所を管轄する消防署が受付窓口となる。

申請等に関するお問い合わせ先

消防局予防部指導課(危険物係)	082-546-3482	安佐南消防署(予防課)	082-877-4101
中消防署(予防課)	082-546-3511	安佐北消防署(予防課)	082-814-4795
東消防署(予防課)	082-263-8401	安芸消防署(予防課)	082-822-4349
南消防署(予防課)	082-261-5181	佐伯消防署(予防課)	082-921-2235
西消防署(予防課)	082-232-0381		